

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 表彰規則

平成 20 年 6 月 1 日

笛吹社協規則第 2 - 10 号

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、笛吹市の社会福祉に功績のあった個人及び団体に対して行う会長表彰並びに感謝状の贈呈について必要な事項を定め、笛吹市の社会福祉のさらなる推進に努めることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 会長表彰の対象となる個人及び団体は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 民生委員・児童委員として 9 年以上在職し、その功績が顕著である個人。
- (2) 社会福祉施設、団体の役職員として 10 年以上在職し、その功績が顕著である個人。
- (3) ボランティア活動において具体的な実践活動を 5 年以上継続して行っており、その功績が顕著である個人及び団体。
- (4) ボランティア活動において具体的な実践活動を行っておりその功績が奨励される個人及び団体。
- (5) その他、会長が功績顕著であると認めたもの。

2 前項各号の選考の基準及び推薦手順は別表に定める。

3 第 1 項各号に該当するもののうち、次の各号によりそれぞれ社会福祉功労者として表彰された個人及び団体は除く。

- (1) 叙位、叙勲及び藍綬褒章、黄綬褒章を受けた個人及び団体。
- (2) 厚生労働大臣、全国社会福祉協議会会長から表彰を受けた個人及び団体。
- (3) 全国及びブロック段階の団体長から表彰を受けた個人及び団体。
- (4) 知事、都道府県社会福祉協議会会長から表彰を受けた個人及び団体。
- (5) 市区町村長、会長から表彰を受けた個人及び団体。

(感謝の対象)

第 3 条 会長が感謝の意を表する対象となる個人及び団体は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 社会福祉施設の職員で、10 年以上現場のみに在職し、その功績が顕著である個人。
- (2) 社会福祉施設、団体に対し、10 万円以上に相当する金品の寄付、あるいは労力の提供等により貢献された個人及び団体。
- (3) 本会活動に功績顕著な個人及び団体。
- (4) その他、会長が認めた個人及び団体。

(表彰及び感謝の数)

第 4 条 表彰及び感謝の数は、予算の範囲内において会長がその都度定める。

(顕彰の方法)

第5条 表彰及び感謝は笛吹市社会福祉大会においてこれを行う。ただし、特別な場合にはその都度行うことができる。

2 顕彰は、表彰状、感謝状及び記念品を贈り、これを行う。

(顕彰者の推薦)

第6条 各課の課長は、この規則に定める表彰又は感謝の対象となる個人及び団体を、別に定める様式により、会長に推薦するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、顕彰者を推薦することができる。

(顕彰者の決定)

第7条 顕彰者の決定は、顕彰審査委員会で決定し会長の同意を得るものとする。

2 顕彰審査委員会については別に定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年3月23日に制定し、平成27年1月1日に遡り施行する。

この規則の施行により、旧表彰規則は廃止する。

別表（第2条第2項関係）

表彰者選考の基準

種 類	条 項	部 門	功 績 の 内 容	選考基準	備 考
表彰状	第2条第1項第1号	社会福祉活動功労賞	社会福祉活動が特に顕著な者又は団体	9年以上	民生委員・児童委員として9年以上在職し、その功績が顕著である者（市長推薦）
	第2条第1項第2号			10年以上	社会福祉施設、団体の役職員として10年以上在職し、その功績が顕著である者 ※複数の社会福祉施設や社会福祉団体での在職期間を通算可能。ただし、役員暦と職員暦の通算は不可
	第2条第1項第3号	ボランティア活動功労賞	ボランティア活動を通して、優れた地域貢献活動をしている他の模範となる者及び団体	5年以上	ボランティア活動において具体的な実践活動を行っており、その功績が顕著である個人及び団体
	第2条第1項第4号	ボランティア活動奨励賞		5年未満	活動期間が1年以上、あるいは活動回数が12回以上あり、今後の活躍が期待される個人及び団体
	第2条第3項		右記の表彰を受けた個人及び団体は除く。		(1) 叙位、叙勲及び藍綬褒章、黄綬褒章を受けた個人及び団体 (2) 厚生労働大臣、全国社会福祉協議会会長から表彰を受けた個人及び団体 (3) 全国及びブロック段階の団体長から表彰を受けた個人及び団体 (4) 知事、都道府県社会福祉協議会会長から表彰を受けた個人及び団体 (5) 市区町村長、会長から表彰を受けた個人及び団体
	第3条第1号	職員感謝状	社会福祉施設の職員で、その功績が顕著である個人及び団体	10年以上	※現場のみ。
	第3条第2号	金品感謝状	社会福祉施設、団体に多額の金品の寄附或いは労力の提供により貢献された個人及び団体	10万円以上	※累計を含む。
	第3条第3号	笛吹市社会福祉協議会特別感謝状	本会活動に功績顕著な個人及び団体	5年以上	本会の理事・監事・評議員を5年以上務めた者 その他、会長が認めた個人及び団体

【表彰者推薦手順】



別に定める様式（第6条関係）

社会福祉活動功労賞
被表彰推薦書（個人・団体）

表彰規則第2条第1項第1号及び第2号

(ふりがな)			住 所	〒	男・女
氏 名					
生年月日	年	月	日	年齢	電 話
職 業		勤務先			
在籍学校	学校	過去の 受賞暦	年 月 日		
			名 称		
	学年		表彰団体		
			表彰内容		
表彰対象者の概要（具体的に記入し、参考資料のある場合は添付する。）					
活動期間、活動の状況、推薦に値する事項（活動・介護年数等）					
(推薦者の所見)					
参考事項					

上記の者を笛吹市社会福祉協議会の（表彰規則第2条第1項第1号、第2号）により表彰該
当者として推薦いたします。

令和 年 月 日

推薦者
住所
氏名
電話 — — 印

ボランティア活動功労賞

表彰規則第2条第1項第3号

被表彰候補者推薦書（個人・団体）

(ふりがな)			性 別		☐ 男・ ☐ 女	
氏 名			生年月 日	☐ 明治 年 月 日 ☐ 大正 年 月 日 ☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 年 月 日（満 歳）		
現住所 (自宅)	〒					
職 業				勤務先		
表 彰 歴	受賞年月日	功労内容	表彰名（表彰者）	功 績 概 要	1	
	年 月 日				2	
	年 月 日				3	
	年 月 日				4	
	年 月 日				5	
推薦案件 活動の名称						
活動概要	活動状況 ①活動内容 ②活動期間 ③その他特筆事項					
現在関係する 団体及び職名						
参考事項						

上記の者を笛吹市社会福祉協議会の（表彰規則第2条第1項第3号）により表彰該当者として推薦いたします。

令和 年 月 日

推薦者

住所

氏名

電話

— —

印

ボランティア活動奨励賞

表彰規則第2条第1項第4号

被表彰候補者推薦書（個人・団体）

(ふりがな)			性 別	☐ 男・ ☐ 女	
氏 名			生年月 日	☐ 明治	年 月 日
現住所	〒			☐ 大正	年 月 日
職 業			勤務先	☐ 昭和	年 月 日
表 彰 歴	受賞年月日	功労内容	表彰名（表彰者）	功 績 概 要	
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
推薦案件 活動の名称					
活動概要					
現在関係する 団体及び職名					
参考事項					

上記の者を笛吹市社会福祉協議会の（表彰規則第2条第1項第4号）により表彰該当者として推薦いたします。

令和 年 月 日

推薦者

住所

氏名

電話

— —

印

職員感謝状・金品感謝状・笛吹社協特別感謝状

被表彰候補者推薦書（個人）

表彰規則第3条第1号、第2号及び第3号

(ふりがな)		性 別	☐ 男・ ☐ 女		
氏 名		生年月 日	☐ 明治	年	月 日
	☐ 大正		年	月 日	
現住所 (自宅)	〒		☐ 昭和	年	月 日
職 業			☐ 平成	年	月 日 (満 歳)
勤務先					
現在関係する 公私の団体・機 関名及び職名					
功績概要					
参考事項					

上記の者を笛吹市社会福祉協議会の（表彰規則第3条第 号）により感謝該当者として推薦いたします。

令和 年 月 日

推薦者

住所

氏名

電話

— —

印

職員感謝状・金品感謝状・笛吹社協特別感謝状

被表彰候補者推薦書（団体）

表彰規規則第3条第1号、第2号及び第3号

(ふりがな)			
団 体 名			
(ふりがな)			
代表者名			
所 在 地	〒		
団体設立年月 日	年 月 日	会員数	
功績概要			
参考事項			

上記の者を笛吹市社会福祉協議会の（表彰規則第3条第 項）により感謝該当者として推薦いたします。

令和 年 月 日

推薦者
住所
氏名
電話

— —

印